

令和4年度 教育委員会 第19回定例会 議案

1 日 時 令和5年2月15日（水） 午前10時15分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第37号議案 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等
に関する方針の策定 … 1

<非>第38号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第39号議案 教職員の懲戒処分 … 非

(3) 閉 会

第 37 号議案

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針の策定

各市町が、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた検討の指針とすることを目的として、別冊のとおり学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針を策定する。

令和 5 年 2 月 15 日提出

静岡県教育委員会教育長

(件 名)

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針（案）

(健康体育課)

1 概要

令和 5 年 1 月 25 日の教育委員会定例会にて、本案について説明し、令和 5 年 1 月 31 日を期限に意見募集を行い、御意見を頂戴した。

教育委員の御意見を踏まえた修正案を報告し、承認をいただいた上で、県内全市町に提示する。

2 本案のポイント

- ・学校の働き方改革と持続可能な部活動体制の両方を実現することを目指す。
- ・本案は、令和 5 年度より学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた検討を、各市町が実施する際の羅針盤として位置づける。
- ・休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革推進期間と位置付けている。
- ・生徒の活動機会の喪失は最も避けるべきことであり、新たな地域クラブは、持続可能な体制づくりの構築が必要不可欠である。
- ・学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行については、単なるスポーツ・文化環境の整備ではなく、生徒を中心においた教育環境の整備として取り組む必要がある。

3 修正案

別紙を参照

4 スケジュール

- ・令和 5 年 2 月 25 日 県内全市町に提示
- ・令和 5 年 2 月 27 日 運動部活動地域移行連絡協議会にて説明

1 方針（案）に対する対応経緯

(1) 教育委員会委員協議会（1月25日）

- ・方針（案）の説明及び意見募集を依頼。

(2) 意見募集（1月25日～31日）

提出状況：5項目34件（追記4件、文言修正9件、現状維持21件）

ア 追記した意見 4件（●意見 ○対応）

- 部活動の意義や役割、部活動を通して行われていたはずの中学校教育をどうしていくのかについて、並行して検討していく必要がある。
- 学校設置者の取組に、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行後の中学校教育（部活動が担ってきた意義や役割、部活動をとおして実施してきた教育活動をどこが担うのか）について検討する。」と追記しました。
- 指導者が起こす問題だけでなく、そこで活動する子どもたちが起こした問題も、その子どもの通う学校に委ねるのではなく、クラブで指導することを明記する。
- 「学校の働き方改革の趣旨に反することから、地域クラブ指導者の問題行動やクラブ会員（子どもら等）等が起こした問題は、地域クラブ及び地域クラブを管理・統括する体制において指導する。」と修正及び追記しました。
- 時間軸を打ち出さないと、変革に際限ない時間を費やすことになりかねないので、県としてのガイドラインは示す。
- 県のスケジュール（令和8年度以降）において、「県内市町の状況及び国の動向を確認した上で新たなスケジュールを作成する。」を追記しました。
- 「地域クラブの指導者に関する問題は、地域クラブを管理・統括する体制において指導する。」とあるが、学校側の目線ではないか。完全に部活動が地域クラブに移行するまでは部活動指導員や外部指導者、または地域クラブの指導者と学校が情報交換できる体制を作るべきではないか。
- 「地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。」を追記しました。

イ 文言（表現等）の修正をした意見 9件

ウ 方針（案）の中で読み込める意見 21件

- ・働き方改革の推進とともに教員の部活に対する関わり方（特に、部活指導をやりたくて教員を目指した方）の選択肢も検討してほしい。教員を目指す方が減ってきている中、教員の魅力がさらに減るようなことになってはいけない。
- ・地域クラブの魅力＝「競技力、知名度」となった場合、教育的な視点より勝利や結果を重視した指導法に偏ってしまう可能性がある。
- ・教職員側に十分な余裕があり対応力が旺盛な場合は、外出しをしなくても構わないこととする。 等

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針（案）についての意見及び対応表

1 「3（2）学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けたスケジュール」について

意見	対応
○時間軸を打ち出さないと、変革に際限ない時間を費やすことになりかねないので、県としてのガイドラインは示す。	○3（2）イ（令和8年度以降）において、「 県内市町の状況及び国の動向を確認した上で新たなスケジュールを作成する。 」を追記します。
ア○の三番目 働き方改革の推進とともに教員の部活に対する関わり方（特に、部活指導をやりたくて教員を目指した方）の選択肢も検討してほしいです。教員を目指す方が減ってきている中、教員の魅力がさらに減るようなことになってはいけません。	○県の基本的な考え方として「学校の働き方改革と持続可能な部活動体制の両方を実現するためには、現在行われている休日の部活動における教師の負担を軽減しつつ、生徒の活動機会を確保する必要がある。」とし、「休日の部活動の指導を担っていただける教師が、休日に指導できる仕組みの構築」を示していることから、委員ご指摘の点も含んだ検討となります。
○部活動の意義や役割、部活動を通して行われていたはずの教育活動について、はどうしていくのか。つまり中学校教育をどうしていくのか、並行して検討していく必要があり、スケジュールに組み込んでいく必要がある。	○「 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行後の中学校教育（部活動が担ってきた意義や役割、部活動をとおして実施してきた教育活動をどこが担うのか）について検討する。 」を加筆しました。
○些細な表現についてで恐縮ですが、アの1つ目の○のうち「令和5年度から7年度末までに」は、「令和5年度から7年度までの間に」の方が適当。 ○アの中に数カ所ある「おこなう」は「行う」の方が適当。 ○最後の○のうち「学校部活動において地域の協力を得て、」は「地域の協力を得て、学校部活動において」の方が意図が伝わりやすいと思われます。	○「各市町においては、スポーツ庁及び文化庁が改革推進期間とする令和5年度から7年度 までの間に 」と修正しました。 ○「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する検討を行う（論点は～）」と修正しました。 ○「特に、学校外の運営体制を直ちに整備することが困難な場合は、 地域の協力を得て、学校部活動において部活動指導員や外部指導者を任用し、生徒の活動環境を確保するよう努める。 」と修正しました。

2 「3（3）学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備における留意点」について

意見	対応
○地域クラブの魅力＝「競技力、知名度」となった場合、教育的な視点より勝利や結果を重視した指導法に偏ってしまう可能性がある。 ○部活動を外部に移行するのか、外部の力を借りた地域連携を目指すのか、しっかりと話していく必要がある。 ○毎回違う指導者になってしまい指導の継続性が途切れてしまう可能性について	○国のガイドラインでは、新たな地域クラブ活動に対して、学校部活動と同様な適切な指導の実施を求めており、スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSP0等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処することとしています。 ○国のガイドラインにおいて、「学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行」と並記していることから、どのような方法で取り組むかについて、市町の実情に応じて市町の協議会等で検討していただきます。 ○「(4) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の検討事項（例）」において、「○平日と休日の指導者が異なることの生徒心理への影響」を記載しており、各市町の協議会等で検討していただきます。
○教職員側に十分な余裕があり対応力が旺盛な場合は、外出しをしなくても構わないこととする。	○3（2）において、「特に、学校外の運営体制を直ちに整備することが困難な場合は、地域の協力を得て、学校部活動において部活動指導員や外部指導者を任用し、生徒の活動環境を確保するよう努める。」と記載しているとおおり、必ずしも外出ししなければならないものではありません。
○指導者に対して、生徒への言葉がけなどの研修は必須であると考えます。具体的にはメンタルトレーニングなどを取り入れ、指導者の意識改革を浸透させるようなものにしてほしいです。	○国が示すガイドラインにおいて、「JSP0は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。」としており、地域スポーツクラブ指導者に対する研修は、スポーツ団体等によって実施されます。本案は、市町向けの方針となりますので、記載しておりませんが、学校部活動における指導については、「静岡県部活動ガイドライン」において、中学校・高校指導者養成事業において研修を実施しております。

<p>○5つめの○の項目、後段の「学校の働き方改革の趣旨に反することから、学校以外で体制を構築することが望ましい」が先に来たほうがよいのではないか。かつ、指導者が起こす問題だけでなく、そこで活動する子どもたちが起こした問題も、その子どもの通う学校に委ねるのではなく、クラブで指導することを明記する。</p>	<p>○「学校の働き方改革の趣旨に反することから、地域クラブ指導者の問題行動やクラブ会員(子どもら等)等が起こした問題は、地域クラブ及び地域クラブを管理・統括する体制において指導する。」と修正しました。</p>
<p>p 9の12行目 「地域クラブの指導者に関する問題は、地域クラブを管理・統括する体制において指導する。」とるが、学校側の目線ではないか。完全に部活動が地域クラブに移行するまでは部活動指導員や外部指導者、または地域クラブの指導者と学校が情報交換できる体制を作るべきではないか。</p>	<p>○「地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。」を追記します。</p>
<p>○企業や大学等に積極的に呼びかけて協力(社会貢献・青少年育成の一部として)を要請する」というような具体的な表現は入らないか。</p>	<p>○「生徒や保護者、学校関係者、スポーツ・文化芸術関係者、企業や大学等の理解や協力は不可欠であることから、改革の背景や方針等について分かりやすく周知し、理解を得ていく必要がある。」と修正しました。</p>

3 「3(4) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の検討事項(例)」について

意見	対応
<p>○指導ライセンスについての検討 静岡市では「シズカツ」と命名し、部活の地域連携に向けたライセンス作成を進めているそうです。完全に教育と切り離してしまうのではなく、生徒たちの学校での違った一面を捉えられる場という面を残しながら安全で質の高い外部の力を借りられるような環境整備が必要。</p> <p>○学校施設を使っでの収益事業の可能性についての検討 (例)部活動の時間に収益事業を営む地域クラブから外部指導員の力を低コストで借り、部活後の時間帯はそのクラブに優先的に施設を開放するなど</p>	<p>○静岡市のライセンス作成は、部活動指導員の任用のことと伺っています。「部活動指導員」は、学校の職員として任用するため、学校の管理下にて教師と協働した指導ができます。県においても、その活用の推進に努めてまいります。</p> <p>○学校施設の活用・管理等については、本案の検討事項に例示しているところであり、委員がお示しいただいた例示は、民間団体が部活動の地域移行について御協力いただく上で、一つの方策でありますので、今後の協議会等で検討してまいります。</p>
<p>○生徒と保護者との連絡手段については、連絡用アプリを使用するなど、個別対応にならないよう具体的に検討してほしい。また、地域の特色を生かした新たな受け皿が参入しやすい体制づくり。</p>	<p>○地域クラブの指導者と生徒による個別連絡をきっかけとした問題が発生することがないよう、県内すべての市町を対象とした協議会等で周知してまいります。</p> <p>○地域の特色を生かした新たな受け皿が参入しやすい体制づくりについても、「○受け皿となる団体、指導者と学校との連携」と示しているなかで説明してまいります。</p>
<p>○上に指摘したことと重なるが、タイトルと○の間に、以下の挿入文を入れたらどうか。</p> <p>○箇条書きにて○で示されているが、順番や意図があるのかが気になる点である。ただ、羅列しているだけでなく、何かしらかのまとまりがあると思われるので、いくつかまとめて、その上に【ラベル】を入れてはどうか。</p> <p>○最初の○にある「福祉的役割」という文言は、とても大事なものであるが、読み手には理解されてにくい感があるのではないか。現場にも通じる別の言い回しがあればよいと思われる。</p>	<p>○「上の留意点を基に、今後、各地域自治体にて議論されるべき事項は以下が挙げられる。」を挿入します。</p> <p>○【理念に関する事項】【体制に関する事項】【危機管理に関する事項】【学校教育に関する事項】を挿入します。</p> <p>○「教育的意義のみならず、部活動が担っている役割、例えば福祉的役割(保護者に代わって子どもの面倒をみる)等)の継承先」と修正します。</p>
<p>○静岡県としての基本的な考え方に示されている一つ一つの意義、役割等を明記して、それぞれがきちんとどこかに引き継がれているようにしていただいたほうがよい。</p>	<p>【部活動の意義・役割の継承に関する事項】</p> <p>○教科学習とは異なる集団での教育活動を通じた人間形成の機会の確保。</p> <p>○学年を越えた多様な生徒が活躍できる場の確保</p> <p>○学校における生徒の居場所の確保</p> <p>○教員が生徒の様々な表情を把握する貴重な機会の確保</p> <p>○生徒との信頼関係を構築する機会の確保</p> <p>○教員自身にとっての学びの機会、指導力の向上の機会の確保等</p> <p>を追記します。</p>
<p>○それぞれの種目の特性を考慮して対処すべきであり、一つの枠に収めるべきではない。</p> <p>・全中15、高体連32、国体41とスポーツ種目がある。</p>	<p>○「種目、地域、学校の特性に応じた整備」を追記します。</p>

4 「3(5) 新たな地域クラブ活動の適切な運営について」について

意見	対応
<p>○中学部活との関係ほどの程度可能なのか →市教委と連携し施設や指導者を共有するなどのクラブ活動支援はできるのではないか →課外の時間での中高一貫指導は、地域の魅力の一つになるのではないか</p>	<p>○国の令和3年度実践事例集には、市立高校と市立中学校の連携に関する実践事例が提示されていることから、高校の教員の働き方改革を踏まえつつ、全国の事例等を参考にしながら、研究してまいります。</p>
<p>○休日の移行と平日の移行を同時に行うことも可能であることを明記してあると、大胆なプランを検討しやすくなると思います。</p>	<p>○2(2)ア 休日の活動の在り方等の検討に、「○地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進め、平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられる。また、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得る。」と記載していることから、一体として取り組むことも可能です。</p>

5 その他の御意見

意見	対応
<p>○この「方針文書」は誰宛のものであるかが、不明瞭。市町(自治体)ではあると思うが、学校や一般市民の目にも触れるものであるならば、全体に向けた共通理解のための指南文書である旨がわかる一文があつてよい。</p>	<p>「1 経緯等 ○本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を参酌し、義務教育である公立の中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)の生徒の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等について、県内の市町(政令市を除く)に対し、県の方針を示すものである。」と修正します。</p>
<p>○国のガイドラインや指針を受け止めつつも、県としての独自のありべき姿を追究する姿勢で善しとする。</p> <p>○全県で一律の変革を求めるのではなく、地域ごとにその地域や学校の実情や特性を十分に踏まえたものとして構わないことを明確にする。</p> <p>○一学校単位だけで解決をする必要は無く、地域の複数校が連携した対応も可とする。</p> <p>○指導員資格の認定制度を県として制定する。但し、なり手にとって負担感が重い制度とせず、指導員を潤沢に確保し配置し得るよう目指す。</p> <p>○スポーツのみならず文化活動についても、地域クラブを新たな産業として育成する。そのために行政として政策的に後押しをする。</p>	<p>○国のガイドライン等を踏まえ、今後の動向に注視し、現在行われている休日の部活動における教師の負担を軽減しつつ、生徒の活動機会を確保するよう検討してまいります。</p> <p>○3(1)において、「○国が示した令和5年度から7年度までの改革推進期間は、期間内に全校、全種目を一斉に地域移行しなければならないものではないことから、「休日の学校部活動の地域連携や地域移行」について協議をはじめること等から取り組み、段階的に進めることを目指す。どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在しないことから、各市町の実情に合わせて様々な手法から適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしながら、質の高い教育活動の機会の体制整備にむけて、十分な検討・準備が必要がある。」としており、この考え方については令和4年11月に各市町に示しています。今回の方針においても改めて記載することで、十分に周知してまいります。</p> <p>○中体連では、複数校による合同チーム・合同部活動での大会参加を認めています。方針3(2)ア、イ取組において、「合同部活動の取組推進」を示しており、各校での取組が推進されるよう引き続き検討してまいります。</p> <p>○部活動指導員については、学校教育法施行規則に基づいて制度化されているところです。各市町での活用が、より推進されるよう、学校の設置者が実施することとしている指導員の研修について、県が実施する研修を活用していただく等、市町の支援に努めてまいります。</p> <p>○各市町教育委員会では、部活動の地域連携・地域移行の計画として「運動部活動」「文化部活動」の区別なく進めております。県教育委員会としても、健康体育課、義務教育課が連携を図りながら、スポーツ担当部局、文化担当部局とも情報を共有して、各市町教育委員会を支援してまいります。</p>

<p>○本件を具体化した暁の理想像を、複数でも構わないので可能な限り示す。</p> <p>○学校単位で、本件を実行する前と実行後にどのような変化や効果等があったのか、就中教職員の負担感に関して、集大成出来るように工夫をする。</p> <p>○国内外の成功例や好事例を積極的に見つけ出し、それを全県で共有し活かす仕組みを構築する。</p> <p>○児童生徒並びに保護者・教職員、そして地域の要望・期待や問題意識を具に拾い上げ、体制設計に活かす。</p>	<p>○スポーツ庁が示している具体例として、まずは市区町村運営型と地域スポーツ団体等運営型に大別され、さらに地区団体・人材活用型や総合型地域スポーツクラブ運営型等に分類されます。この類型例については、県内すべての市町に示しているところであり、今後の協議会等においても周知してまいります。</p> <p>○今後の実証事業、県内市町取組等の情報収集や分析に努め、変化や効果等についての知見を集積し、県内市町とも共有してまいります。</p> <p>○スポーツ庁は、令和3年度の実践研究をまとめた「運動部活動の地域移行等に関する実践事例集」を発出しており、今後についてもまとめていくとしていることから、こうした事例集等を活用して全県での情報共有に努めます。</p> <p>○方針3（3）では、「○生徒や保護者、スポーツ・文化芸術関係者、学校関係者等の理解や協力は不可欠であることから、改革の背景や方針等について分かりやすく周知し、理解を得ていく必要がある。」としており、児童生徒、保護者、教職員等の関係者の意見を踏まえて検討を進めるよう、市町に働きかけてまいります。</p>
---	---

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針（案）についての修正前後表

後	前
<p>1 経緯等</p> <p>○本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を参酌し、義務教育である公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等について、県内の市町（政令市を除く）に対し、県の方針を示すものである。</p> <p>なお、学校部活動の在り方等は、引き続き静岡県部活動ガイドライン（令和2年3月）により示す。（図1参照）</p>	<p>○本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を参酌し、義務教育である公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等について県の方針を示すものである。</p> <p>なお、学校部活動の在り方等は、引き続き静岡県部活動ガイドライン（令和2年3月）により示す。（図1参照）</p>
3 県の方針（2） 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けたスケジュール	
<p>○各市町においては、スポーツ庁及び文化庁が改革推進期間とする令和5年度から7年度までの間に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動に関する意見交換をおこなうための関係者による協議会を設置する（設置済みのところは改めての設置は不要）。</p>	<p>○各市町においては、スポーツ庁及び文化庁が改革推進期間とする令和5年度から7年度末までに、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動に関する意見交換をおこなうための関係者による協議会を設置する（設置済みのところは改めての設置は不要）。</p>
<p>○各市町の設置した協議会では、上述した県の基本的な考え方を踏まえて、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する検討を行う（論点は下記（3）に示すとおり）。</p>	<p>○各市町の設置した協議会では、上述した県の基本的な考え方を踏まえて、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する検討をおこなう（論点は下記（3）に示すとおり）。</p>
<p>○特に、学校外の運営体制を直ちに整備することが困難な場合は、地域の協力を得て、学校部活動において部活動指導員や外部指導者を任用し、生徒の活動環境を確保するよう努める。</p>	<p>○特に、学校外の運営体制を直ちに整備することが困難な場合は、学校部活動において地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を任用し、生徒の活動環境を確保するよう努める。</p>
<p>○学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行後の中学校教育（部活動が担ってきた意義や役割、部活動をとおして実施してきた教育活動をどこが担うのか）について検討する。</p>	（記載なし）
<p>○県内市町の状況及び国の動向を確認した上で新たなスケジュールを作成する。</p>	（記載なし）
3 県の方針（3） 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備における留意点	
<p>○学校の働き方改革の趣旨に反することから、地域クラブ指導者の問題行動やクラブ会員（子どもら等）等が起こした問題は、地域クラブ及び地域クラブを管理・統括する体制において指導する。</p>	<p>○地域クラブの指導者に暴力等の問題行動が見られる等、地域クラブに関する問題は、地域クラブを管理・統括する体制において指導する。学校の働き方改革の趣旨に反することから学校以外で体制を構築することが望ましい。</p>
<p>○生徒や保護者、学校関係者、スポーツ・文化芸術関係者、企業や大学等の理解や協力は不可欠であることから、改革の背景や方針等について分かりやすく周知し、理解を得ていく必要がある。</p>	<p>○生徒や保護者、スポーツ・文化芸術関係者、学校関係者等の理解や協力は不可欠であることから、改革の背景や方針等について分かりやすく周知し、理解を得ていく必要がある。</p>
<p>○地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。</p>	（記載なし）

3県の方針(4) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の検討事項(例)

上の留意点を基に、今後、各地域自治体にて議論されるべき事項は以下が挙げられる。

- 【部活動の意義・役割の継承に関する事項】
- 教科学習とは異なる集団での教育活動を通じた人間形成の機会の確保。
- 学年を越えた多様な生徒が活躍できる場の確保
- 学校における生徒の居場所の確保
- 教員が生徒の様々な表情を把握する貴重な機会の確保
- 生徒との信頼関係を構築する機会の確保
- 教員自身にとっての学びの機会、指導力の向上の機会の確保等
- 【理念に関する事項】
- 部活動のない学校の在り方
- 教育的意義のみならず、部活動が担っている役割、例えば福祉的役割(保護者に代わって子どもの面倒をみる)等の継承先
- 生徒の参加機会の保障
- 「段階的」の捉え方や地域移行のイメージ(状態)
- 【体制に関する事項】
- 地域移行以外の解決策の検討(部活動指導員の活用等)
- 検討体制(教育委員会、スポーツ・文化芸術担当部局、学校、地域団体等)
- 部活動に替わる受け皿(スポーツ・文化芸術団体等)
- 実施施設の確保(学校施設の活用・管理等)
- 予算(受益者負担、運営費の公的予算支援、困窮する家庭への補助)
- 教員の関わり方(兼職・兼業、引率)適正な謝金単価設定
- 受け皿となる団体、指導者と学校との連携
- 保護者に対する説明(保護者の負担軽減)
- 種目、地域、学校の特性に応じた整備
- 【危機管理に関する事項】
- 保険の在り方
- 危機管理体制の整備
- 事故対応体制の整備
- 生徒及び指導者等のトラブル対応体制の整備
- 休日の部員間のトラブル対応
- 休日の活動の位置づけ(学校管理下か管理外か)
- 【学校教育に関する事項】
- 平日と休日の指導者が異なることの生徒心理への影響
- 学校の生徒指導及び生徒理解等の機能低下
- 子どもの体力低下
- 学校と保護者との関係が希薄化(保護者との信頼関係)
- 休日の部活動を学校教育から切り離すことに対する地域住民の十分な理解促進
- 部活動に代わる生徒の居場所の受け皿
- 部活動に代わる生徒間の人間関係形成の機会

- 教育的意義のみならず、部活動が担っている役割(例えば福祉的役割等)の継承先
- 生徒の参加機会の保障
- 地域移行以外の解決策の検討(部活動指導員の活用等)
- 「段階的」の捉え方や地域移行のイメージ(状態)
- 検討体制(教育委員会、スポーツ・文化芸術担当部局、学校、地域団体等)
- 休日の部活動を学校教育から切り離すことに対する地域住民の十分な理解促進
- 部活動に替わる受け皿(スポーツ・文化芸術団体等)
- 実施施設の確保(学校施設の活用・管理等)
- 予算(受益者負担、運営費の公的予算支援、困窮する家庭への補助)
- 教員の関わり方(兼職・兼業、引率)適正な謝金単価設定
- 平日と休日の指導者が異なることの影響
- 地域クラブ活動により想定される影響(開始・終了時間の遅延、教育的配慮の不足、学校の生徒指導及び生徒理解等の機能低下、保護者との関係が希薄化、学校行事はうまくいくか等)
- 受け皿となる団体、指導者と学校との連携
- 保険の在り方
- 危機管理体制の整備
- 事故対応体制の整備
- 生徒及び指導者等のトラブル対応体制の整備
- 保護者に対する説明(保護者の負担軽減)
- 休日の部員間のトラブル対応
- 休日の活動の位置づけ(学校管理下か管理外か)
- 子どもの体力低下

白
紙